令第百十二条第十九項第二号の規定が適用される建築物	令第百十二条第二十項及び第二十一項の規定が適用される建築物							(七)～(九十)	
（略）	各階平面図	（略）	令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別				（略）	（略）	
			給水管、配電管その他の管と令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別						
	二面以上の断面図	（略）	令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別						
			給水管、配電管その他の管と令第百十二条第二十項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別						
	各階平面図	耐力壁及び非耐力壁の位置							令第百二十八条の六第一項の区画避難安全検証法により区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物
	耐火構造等の構造詳細図	主要構造部の断面の構造、材料の種別及び寸法							

令第百十二条第十八項第二号の規定が適用される建築物	令第百十二条第十九項及び第二十項の規定が適用される建築物							(七)～(九十)	
（略）	各階平面図	（略）	令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別				（略）	（略）	
			給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別						
	二面以上の断面図	（略）	令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画を貫通する風道に設ける防火設備の位置及び種別						
			給水管、配電管その他の管と令第百十二条第十九項に規定する準耐火構造の防火区画との隙間を埋める材料の種別						
									（新設）